

株主各位

証券コード 3423
2026年6月9日
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社エスイー
代表取締役社長 宮原 一郎

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.se-corp.com/ja/ir/stock/meeting.html>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第45期 定時株主総会」よりご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスイー」又は「コード」に当社証券コード「3423」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は書面ならびにインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

なお、書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役の補欠者2名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.se-corp.com>) 及び東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」「主要な営業所及び工場」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④ 「計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る監査役会の監査報告」

したがって、当該書面等に記載している事業報告、連結計算書類、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会開催方針に関するお知らせ

株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 議場にご来場の株主様におかれましては、昨今の感染症対策のためのマスク着用有無につき、株主様のご判断にお任せいたしますが、他の株主様への影響をご配慮いただき、極力マスクの着用をお願いいたします。
2. 株主総会に出席する取締役、監査役、及び運営メンバーはマスクを着用して対応させていただきます。
3. 本年もお土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時




書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時45分到着分まで



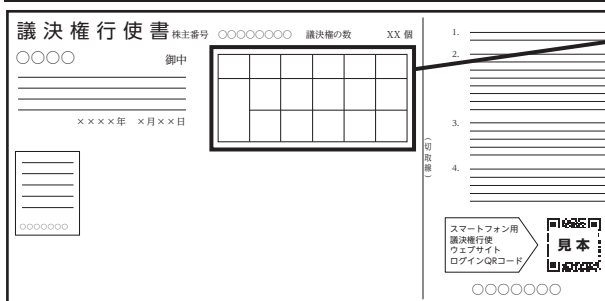
インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをログインQRコードで見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

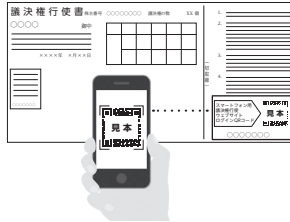
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回**に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

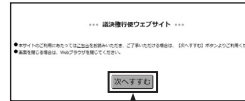
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

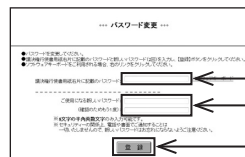
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まり、企業収益の改善等から景気の緩やかな回復基調が続きました。世界経済においては、米国は堅調に推移したものの、欧州・中国では減速の傾向が続きました。一方、今後の景気の先行きについては、全世界的に、イラン情勢の緊迫化・長期化による原油価格の高騰、原材料不足や物流の混乱、消費マインドの悪化等景気の下押し圧力が強まっております。加えて、米国トランプ政権の政策とその影響、高市政権の施策の国内経済への影響及び日中関係の悪化懸念等、国内及び各国経済においても景気減速の懸念が高まり、先行きに対する警戒感が強まる状況となっており、引き続き不透明な状況にあります。

当社グループと関係の深い建築・土木市場においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと公共投資が底堅く推移するとともに、都市部の再開発や物流施設、データセンター等の民間設備投資も堅調に推移しました。一方で、エネルギー・原材料価格の上昇や資材の供給制約、建設労働者の不足・労働時間の制約により、コスト増加や施工面への影響が生じております。

このような経営環境のもと、当社グループでは2023年5月に公表した「中期経営計画2023-2025」に基づき、2030年度を見据え、既存事業の土台固めに向けた生産を含むサプライチェーンの効率化に取り組むとともに、未来に向けた種まきのための実行体制を整え、各施策を着実に推進しております。また、「中期経営計画2020-2022」において実施してきた戦略的資源投入については、エネルギー関連事業が次の研究ステージへと移行したほか、海外分野においても新たな事業展開に着手するなど、新規事業分野への基盤強化を目的とした先行投資を一層拡充してまいりました。さらに、足元における原材料価格の上昇に対しては、営業部門と生産部門の連携を強化し、調達の最適化および販売価格への適切な転嫁を進めることで、計画利益の確保に努めております。

当連結会計年度は、案件の一時的な端境期による需要減に加え、現場の労働力不足等による工期の見直しにより、資材需要の減少が顕著になりました。これらの結果、売上高は254億1百万円（前期比1.9%減）と減収となりました。

利益面では、減収要因に加え、研究開発部門の件費・経費の増加により、営業利益は5億99百万円（前期比29.5%減）、経常利益は5億91百万円（前期比33.2%減）、繰延税金資産の取崩しにより、親会社株主に帰属する当期純損失は4億34百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益5億43百万円）となりました。

当社グループの報告セグメントの状況は次のとおりであります。

a.建設用資機材の製造・販売事業

この事業では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への対応が進められている中、橋梁更新工事や豪雨災害などの対策工事が進められております。

当連結会計年度におきましては、全般的に、案件の一時的な端境期による需要減に加え、現場の労働力不足等による工期の見直しが見られました。年度後半にかけては、コンクリート分野の施工量が大きく落ち込む一方で、能登震災をはじめとする復興・災害関連案件に復調の兆しが見られ、高速道路リニューアル関連工事でも駆け込み需要の影響で若干持ち直しましたが、総じて、売上高は伸び悩みました。利益面では、減収の影響によって営業利益は減少しました。

この結果、この事業の売上高は120億19百万円（前期比3.8%減）、営業利益7億17百万円（前期比10.3%減）となりました。

b.建築用資材の製造・販売事業

この事業では、都市部を中心とした再開発や、大型物流施設、工事建設需要に下支えされる一方で、地方においては人口減少や既存ストックの有効活用志向から再開発、新築需要は限定的となっております。

当連結会計年度におきましては、建築金物分野では内装関連の需要が停滞しており、仮設建材関連は、労働時間短縮・働き方改革・人手不足等による工事現場の施工量減少の影響で出荷額も減少しました。鉄骨工事分野では工事進捗の遅れ等の影響で、案件の次期繰越が発生しました。

この結果、この事業の売上高は98億60百万円（前期比4.9%減）、営業利益4億14百万円（前期比23.6%減）となりました。

c.建設コンサルタント事業

この事業では、アフリカ諸国をはじめ、アジア圏・大洋州地域等の各国において、道路・橋梁建設や設備機材整備等のプロジェクトに関わるコンサルタント事業を展開しております。特にフランス語圏のアフリカ諸国では強みをもっており、数多くの実績を残してきております。また、新規分野として国内外におけるBIM/CIM関連技術を活用した業務への参画に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、期初受注残の消化が下半期に持ち直し、受注金額の高い案件の消化が進む中、消化案件に利益率の高い案件が含まれたことから採算は改善いたしました。

この結果、この事業の売上高は6億87百万円（前期比8.0%増）、営業利益は36百万円（前期は営業損失1億円）となりました。

d.補修・補強工事業

この事業では、社会インフラ老朽化対策における橋梁、トンネルの補修・補強工事を推し進めております。国土強靱化対策等が進捗しており、受注環境は引き続き良好に推移しております。

当連結会計年度におきましては、期中受注案件の増加および案件消化の順調な進捗により増収となりました。増収効果により増益となる一方で、案件の小規模化や外部委託の増加により、利益率は低下しました。

この結果、この事業の売上高は28億34百万円（前期比19.1%増）、営業利益2億49百万円（前期比3.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は5億45百万円ですが、その主なものは、株式会社エスイーの研究開発により増加した資産であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金及び設備投資資金として、金融機関より長期借入金として13億90百万円の調達を行いました。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な業務内容
株式会社アンジェロセック	100,000千円	85.0%	建設コンサルタント事業
A & K ホンシュウ株式会社	90,000千円	100.0%	建築用資材の製造・販売事業 建設用資機材の製造・販売事業
エスイーリペア株式会社	30,000千円	100.0%	補修・補強工事業
エスイー鉄建株式会社	20,000千円	100.0%	建設用資機材の製造・販売事業 建築用資材の製造・販売事業

(注) 上記の重要な子会社4社は、当社の連結子会社であります。

(3) 対処すべき課題

長期ビジョンの実現、その前提となる環境変化に対処するための中期的な課題に以下の通り取り組んでおります。

- ①国土強靱化等の公共事業予算が追い風にある建設用資機材の製造・販売事業での着実な業容拡大と利益体質の強化。
- ②今後の成長を牽引する新事業、新製品・新サービスなどの新しい価値の創造と早期収益化。
- ③海外関連の事業再構築による業容を拡大。
- ④企業価値向上のための資産効率の向上と経営基盤の強化。
- ⑤建設用資機材の製造・販売事業以外では、以下の通り取り組んでおります。
 - ・ 建築用資材の製造・販売業での利益体質の強化
 - ・ 建設コンサルタント事業の新たな収益の柱の育成
 - ・ 補修・補強工事業においては抜本的な拡大策の展開

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント	区 分	主 な 事 業 内 容 ・ 製 品 等
建設用資機材の製造・販売事業	ケーブル製品分野	「アンカー」「落橋防止装置」「P C用ケーブル」「外ケーブル」「斜材」「控索」等のケーブル製品（付属品）の製造・販売 建設用機材のレンタル
	鉄鋼製品分野等	「KIT受圧板」「変位制限装置」等の製造・販売 建設商材の販売、土木耐震金物等の鉄鋼製品
	コンクリート製品分野	コンクリート二次製品の製造・販売 E S C O N材料、二次製品の製造・販売
建築用資材の製造・販売事業	建築金物分野	「セパレーター」・「吊りボルト」等の建築用資材の製造・販売
	鉄骨工事分野	鉄骨工事及び建築部材・建築耐震金物等の製造・販売
建設コンサルタント事業	—	国内建設コンサルタント事業、海外での建設コンサルタントサービス
補修・補強工事業	—	補修・補強工事 (橋梁構造物・トンネル等)の施工及び点検・調査業務

(5) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
559名 (87名)	11名減 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

なお、使用人数には、当社の取締役でない執行役員9名を含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198名 (16名)	2名増 (1名減)	44.1歳	14.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

なお、使用人数には、取締役でない執行役員7名を含めております。

(6) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,579,600
株式会社みずほ銀行	1,075,000
株式会社三菱UFJ銀行	759,988
株式会社日本政策金融公庫	645,820

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,800,000株
- ② 発行済株式の総数 31,256,600株(うち自己株式1,048,528株)
- ③ 株主数 8,837名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 エ ヌ セ ッ ク	10,951,300	36.2
株 式 会 社 麻 生	975,700	3.2
松 本 美 枝 子	840,000	2.7
大 津 哲 夫	730,000	2.4
岡 本 み ち 子	500,000	1.6
岡 本 美 也 子	483,000	1.5
高 橋 謙 雄	420,000	1.3
佐 藤 広 幸	360,000	1.1
申 田 信 行	306,000	1.0
糸 岡 潔 史	302,400	1.0

(注) 持株比率は、自己株式（1,048,528株）を控除して、計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－株	－名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2) ②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員会長	森 元 峯 夫	エスイーグループCEO 株式会社アンジェロセック代表取締役CEO (最高経営責任者)
代表取締役社長 執行役員社長	宮 原 一 郎	COO 厚木研究所長
取締役 執行役員副社長	申 田 信 行	グループ統括管掌 A&Kホンシュウ株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員	野 島 久 弘	管理管掌 管理本部長
取締役 執行役員	小 松 真 彦	営業管掌 営業本部長 エスコン事業部長
取締役 執行役員	市 川 真 佐 史	生産管掌 生産本部長 エスイー鉄建株式会社代表取締役社長
取締 役	岡 俊 明	I&Oマーケティング代表 国立大学法人群馬大学講師 一般社団法人日本営業科学協会代表理事 公益財団法人日本手工芸作家連合会監事
取締 役	平 野 尚 也	特定非営利活動法人日本情報システム・コンサル タント協会理事長 フィールドコンサルティンググループ株式会社代 表取締役 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会理事
常 勤 監 査 役	石 野 隆 之	
監 査 役	菅 澤 喜 男	株式会社ディエスケイワイ代表取締役 日本ビジネスインテリジェンス協会理事
監 査 役	寺 石 雅 英	国立大学法人群馬大学名誉教授 大妻女子大学キャリア教育センター教授 株式会社カーブスホールディングス社外取締役 株式会社T2社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち岡俊明氏及び平野尚也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち菅澤喜男氏及び寺石雅英氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役岡俊明氏、平野尚也氏及び監査役菅澤喜男氏、寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定する。

なお、取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内、ただし、使用人分給与は含まず、役員賞与を含む。）とし、前述の報酬枠とは別に2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において年額80百万円以内、年200,000株以内とする譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を決定している。

また、当社は業績連動報酬等の方針はないが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を決定している。

賞与等についても、経営内容、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の賞与を取締役会の決議にて決定するものとする。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

(i) 業績連動報酬等について

業績連動報酬等については導入してはしないが、引き続き導入に向け検討していくものとする。導入の検討にあたっては、今後、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬を、連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとし、その目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じ、その都度見直しを行うものとする。

(ii) 非金銭報酬等について

(a) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、役員報酬制度の一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(b) 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内とする。

(c) 各対象取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

(d) 各対象取締役への具体的な支給配分については、各取締役の在任年数、役職、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定することとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(e) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。

(f) 1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引

所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(イ) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

上記（ア）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（ア）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考とする報酬水準を踏まえ、取締役会は種類別の報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1とする。

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長執行役員会長・エスイーグループCEO森元峯夫がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員退職 慰労引当金	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	248,047 (15,000)	220,620 (15,000)	26,900 (-)	527 (-)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	28,294 (8,523)	26,500 (8,500)	1,200 (-)	594 (23)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	276,341 (23,523)	247,120 (23,500)	28,100 (-)	1,121 (23)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式及び諸経費等であり、株式の割当ての際の条件等は「a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡俊明氏はI&Oマーケティングの代表であります。当社は、I&Oマーケティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は国立大学法人群馬大学の講師であります。当社は、国立大学法人群馬大学との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本営業科学協会の代表理事であります。当社は、一般社団法人日本営業科学協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は公益財団法人日本手工芸作家連合会の監事であります。当社は、公益財団法人日本手工芸作家連合会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人日本情報システム・コンサルタント協会の理事長であります。当社は、特定非営利活動法人日本情報システム・コンサルタント協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏はフィールドコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社は、フィールドコンサルティンググループ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の理事であります。当社は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は株式会社ディエスケイワイの代表取締役であります。当社は、株式会社ディエスケイワイとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は日本ビジネスインテリジェンス協会の理事であります。当社は、日本ビジネスインテリジェンス協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は国立大学法人群馬大学の名誉教授であります。当社は、国立大学法人群馬大学との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は大妻女子大学キャリア教育センターの教授であります。当社は、大妻女子大学キャリア教育センターとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は株式会社カーブスホールディングスの社外取締役であります。当社は、株式会社カーブスホールディングスとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は株式会社T 2の社外監査役であります。当社は、株式会社T 2との間には特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

・当事業年度における取締役会及び監査役会での活動状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 岡 俊 明	17回	94%	－	－
取締役 平 野 尚 也	18回	100%	－	－
監査役 菅 澤 喜 男	18回	100%	13回	100%
監査役 寺 石 雅 英	18回	100%	13回	100%

・出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役岡俊明は当事業年度に開催された、18回開催の取締役会のうち17回出席しており、サッポロビール(株)ならびにサッポロビール飲料(株)の経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役平野尚也は当事業年度に開催された、18回の取締役会に全て出席しており、AT&T Jens(株)をはじめとする複数社において取締役ならびに執行役員として経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役菅澤喜男は当事業年度に開催された、18回の取締役会ならびに13回の監査役会に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため豊かな経験から助言及び提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。現在では企業経営にも関与されていることから実務経験もあり、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役寺石雅英は当事業年度に開催された、18回の取締役会ならびに13回の監査役に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため豊かな経験から助言及び提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。現在では企業経営にも関与されていることから実務経験もあり、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.(2) 重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により、保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,820,037
現金及び預金	5,106,762
受取手形	140,318
売掛金	4,223,745
契約資産	1,140,063
電子記録債権	2,543,581
商品及び製品	724,833
仕掛品	457,890
原材料及び貯蔵品	1,201,620
その他	318,477
貸倒引当金	△37,255
固定資産	8,741,414
有形固定資産	7,626,497
建物及び構築物	2,971,425
機械装置及び運搬具	1,034,049
工具、器具及び備品	96,590
土地	3,231,397
リース資産	237,802
建設仮勘定	55,233
無形固定資産	162,703
のれん	1,136
その他	161,567
投資その他の資産	952,213
投資有価証券	414,338
繰延税金資産	231,230
その他	362,020
貸倒引当金	△55,376
資産合計	24,561,452

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,936,891
支払手形及び買掛金	3,104,699
電子記録債務	2,156,357
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	1,501,160
未払法人税等	252,633
契約負債	71,964
賞与引当金	163,479
資産除去債務	48,260
工事損失引当金	91,000
その他	1,197,336
固定負債	5,134,792
長期借入金	3,480,018
役員退職慰労引当金	665,777
退職給付に係る負債	417,921
資産除去債務	216,639
リース債務	262,998
繰延税金負債	87,939
その他	3,500
負債合計	14,071,683
純資産の部	
株主資本	10,221,420
資本金	1,228,057
資本剰余金	1,026,676
利益剰余金	8,159,342
自己株式	△192,656
その他の包括利益累計額	236,694
その他有価証券評価差額金	178,998
退職給付に係る調整累計額	57,695
非支配株主持分	31,653
純資産合計	10,489,768
負債及び純資産合計	24,561,452

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		25,401,038
売上原価		18,598,655
売上総利益		6,802,383
販売費及び一般管理費		6,203,381
営業利益		599,001
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,574	
受取手数料	2,385	
受取家賃	9,163	
貸倒引当金戻入益	796	
スクラップ売却益	30,536	
補助金収入	9,349	
その他	20,903	85,709
営業外費用		
支払利息	58,150	
売上割引	11,755	
為替差損	14,506	
寄付金	2,942	
その他	5,489	92,844
経常利益		591,866
特別利益		
固定資産売却益	4,006	4,006
特別損失		
固定資産売却損	2,886	
固定資産除却損	6,325	9,211
税金等調整前当期純利益		586,660
法人税、住民税及び事業税	425,956	
法人税等調整額	588,766	1,014,723
当期純損失		△428,062
非支配株主に帰属する当期純利益		6,885
親会社株主に帰属する当期純損失		△434,947

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 エスイー
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 高木 好道
業務執行社員
指定社員 公認会計士 三戸部 広宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスイーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、リモート監査手法も活用しながら、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、各社取締役及び関係部署責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けるほか、会計監査人並びに会社の内部監査室が実施する現地監査に同行し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 石野隆之 ㊞

社外監査役 菅澤喜男 ㊞

社外監査役 寺石雅英 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当は、以下の通りとし、金13円とさせていただきますと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金13円 配当総額 392,704,936円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当の継続を目的とし、別途積立金を取り崩し、以下の通りといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	800,000,000円
減少する剰余金の項目およびその額	別途積立金	800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社グループ会社の事業内容の拡大ならびに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（11） （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（12） （条文省略）</p>	<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（11） （現行通り）</p> <p><u>（12）労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</u></p> <p><u>（13）職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u></p> <p><u>（14）紹介予定派遣事業</u></p> <p>（15） （現行通り）</p>

第3号議案 監査役の補欠者2名選任の件

2024年6月26日開催の第43期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者の選任効力は、本総会開始の時までとなっております。法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役の補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査役の補欠として就任する補欠者は、金田一広幸氏、村山修氏とし、金田一広幸氏は社外監査役の補欠者の候補者、村山修氏は社内監査役の補欠者の候補者とします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、両候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

金田一広幸

生年月日
1961年10月29日

所有する当社の株式の数
一株

略歴、当社における地位

1984年10月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ 公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1991年8月	四谷公認会計士共同事務所入所
1991年11月	公認会計士登録
1997年4月	四谷ビジネスコンサルティング(株)入社
1998年7月	白井康雄税理士事務所入所
2003年1月	金田一会計事務所 所長（現任）

重要な兼職の状況

—

【選任理由】

金田一広幸氏は、長年にわたり公認会計士として培われた知識を有し、監査役に就任した際には、その知識を当社監査体制に活かせるものと考えております。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役の補欠者の候補者として選任しております。

候補者番号

2

むら やま おさむ
村山 修

生年月日

1965年3月13日

所有する当社の株式の数

4,000株

略歴、当社における地位

1993年12月	当社入社
2006年7月	当社営業統轄本部マネージメント室長
2007年11月	当社営業統轄本部営業管理部長
2009年8月	当社管理本部システム管理部長
2025年4月	当社内部監査室長（現任）

重要な兼職の状況

—

【選任理由】

村山修氏は、入社以来、長年にわたり営業管理部門ならびにシステム部門に従事したのち、現在は内部監査室責任者として当社事業の知見を深め、当社の管理部門における豊富な経験と知識を有しており、監査役に就任した際には、その知識を当社監査体制に活かせるものと判断し、社内監査役の補欠者の候補者として選任しております。

- (注)
1. 監査役の補欠者の両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 金田一広幸氏は、社外監査役の補欠者として選任するものであります。
 3. 金田一広幸氏の選任が承認され、社外監査役に就任された場合には、同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (2) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。監査役の補欠者の候補者の選任が承認され、監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 金田一広幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

